

官報

号外 昭和四十八年六月一日

第七十二回 参議院會議録第十七号

昭和四十八年六月一日(金曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第十八号

昭和四十八年六月一日

午前十時開議

第一 裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

一、故議員津島文治君に対し弔詞贈呈の件

一、故議員津島文治君に対する追悼の辞

以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

西村閑一君、星野力君から、いずれも海外旅行のため十一日間請暇の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

昭和四十八年六月一日 参議院會議録第十七号

請暇の件 故議員津島文治君に対し弔詞贈呈の件

よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) 議員津島文治君は、去る五月六日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

同君に対しましては、すでに弔詞を贈呈いたしました。

ここにその弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は議員三位勲一等津島文治君の長逝に對しましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

○議長(河野謙三君) 林虎雄君から発言を求められております。この際、発言を許します。林虎雄君。

〔林虎雄君登壇、拍手〕

○林虎雄君 私は、同僚各位のお許しを得まして、去る五月六日急逝されました参議院議員津島文治君に対し、つつしんで哀悼の辞をささげたいと存じます。

津島君は、明治三十一年一月、青森県北津軽郡金木町の素封家にお生まれになり、長じて早稲田大学を卒業されました。君は、年若くして御尊父を失われたのでありますが、御一家の長兄として、また父親がわりとして、その重責を負われながら、金木町の町長になられまして、郷土のために献身されたのであります。

君のすぐれた識見とお人柄は、広く郷党の支持を得られるところとなり、間もなく衆望をになつて青森県議会議員に当選され、郷土の若きホープとして青森県のために目ざましい活躍をなさいました。

戦後、昭和二十一年には、推されて衆議院議員に当選されました。翌二十二年には、青森県の初代公選知事に当選され、連続三期にわたる長期間、知事として戦後の多難な県政に取り組まれ、まことに多大な治績をお残しになったのであります。

さらに昭和三十三年から連続二期、衆議院議員に当選され、また、四十年から連続二期、参議院議員に当選されました。

この間、外務政務次官、農林政務次官、参議院地方行政委員長、同科学技術特別委員会理事、東北開発審議会委員、裁判官訴追委員等数々の要職を歴任され、自由民主党にあっては、党総務、党紀委員会委員、青森県連合会長、参議院自由民主党副幹事長などを歴任され、実に幅広く、各分野にわたって多様な政治活動を続けてこられたのであります。

あります。

しかも、君は、昭和四十年に参議院議員に選出されました際は、新人議員三十五名からなる初心会の会長に推され、政治家としてすでに豊富な経歴を持つベテランでありましたにもかかわらず、生来の謙虚さと温厚、誠実さをもって、同会のリーダーとして、政治家にとつて最も戒心すべきものの一つである「初心忘るべからず」を、終始、身をもって率先垂範されてこられたのであります。

君と私は、党派を異にし、主義、政策において相異なる面もありましたが、同僚としての君は、まことに良識の府参議院の議員にふさわしく、龜鑑とすべきりっぱなお人柄であられたことを、畏敬の念をもって想起する次第であります。

私が津島君にお近づきを得ましたのは、君が昭和二十二年から青森県知事をつとめられました当時、私もまた長野県知事をつとめておりました関係からでございます。お互いに三期にわたるその間、戦後の地方自治の確立のため、長い間、苦楽を分かち合いながら手を取り合うようにして努力してまいりましたことも、いまは思い出となりました。

特に、君が昭和十年青森県議会議員の時、私も長野県議会議員となり、戦後、初の衆議院議員の選挙にもともに当選し、県知事としてまた三期席を同じゅうし、さらに参議院議員としてお互いに二期顔を合わせるなど、相似した政治のコースを歩んでまいりましたことを思うとき、偶然とは申

昭和四十八年六月一日 参議院會議録第十七号 裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

せ、私にとりましては、ひとしお深い感慨を禁じ得ないものがあります。

君は、おなくなりになる直前まで、いつものようにあのなつかしい心あたたまる笑顔を見せて、連休を控え、あわただしい国会に登院されておりましたのに、全く思いもかけず、あまりにも突然に急逝されました。まことに痛惜の念にたえません。

ここに、つつしんで君の御生前の業績をたたえ、その人となりをしのび、衷心から御冥福をお祈り申し上げまして、追悼の辞といたしたいと存じます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 日程第一 裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

これより、欠員中の裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員各一名の選挙を行います。

○松垣徳太郎君 各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○山崎昇君 私は、ただいまの松垣君の動議に賛成いたします。

○議長(河野謙三君) 松垣君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に二

本議事録を、

裁判官訴追委員に山本茂一郎君をそれぞれ指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三一君

堀出 啓典君 喜屋武眞榮君
野末 和彦君 山田 勇君
内田 善利君 藤原 房雄君
青島 幸男君 原田 立君
沢田 実君 中村 利次君
高田 浩運君 上林繁次郎君
矢追 秀彦君 阿部 憲一君
萩原幽香子君 玉置 猛夫君
峯山 昭範君 田代富士男君
黒柳 明君 中沢伊登子君
川上 為治君 中尾 辰義君
渋谷 邦彦君 宮崎 正義君
田淵 哲也君 濱田 幸雄君

多田 省吾君 白木義一郎君
小平 芳平君 小山邦太郎君
中村 登美君 松岡 克由君
中西 一郎君 君 健男君
細川 護熙君 原文兵衛君
棚辺 四郎君 竹内 藤男君
長屋 茂君 松垣徳太郎君
久次米健太郎君 亀井 善彰君
長田 裕二君 石本 茂君
佐藤 隆君 安田 隆明君
二木 謙吾君 丸茂 重貞君
山内 一郎君 宮崎 正雄君
小笠 公昭君 白井 勇君
植木 光教君 植竹 春彦君
木内 四郎君 杉原 荒太君
松平 勇雄君 重宗 雄三君
鬼丸 勝之君 増田 盛君
志村 愛子君 高橋 邦雄君
古賀雷四郎君 黒住 忠行君
河本嘉久蔵君 初村瀧一郎君
世耕 政隆君 斎藤 寿夫君
高橋雄之助君 菅野 儀作君

佐藤 一郎君 寺本 広作君
久保田藤麿君 木村 睦男君
柳田桃太郎君 町村 金五君
岡本 悟君 徳永 正利君
鹿島 俊雄君 米田 正文君
大竹平八郎君 江藤 智君
伊藤 五郎君 平井 太郎君
安井 謙君 後藤 義隆君
那 祐一君 吉武 恵市君
山本敏三郎君 稻嶺 一郎君
伊藤 真君 田 英夫君
川野辺 静君 金井 元彦君
片山 正英君 梶木 又三君
上田 哲君 工藤 良平君
嶋崎 均君 今泉 正二君
前川 旦君 杉原 一雄君
山本茂一郎君 野々山一三君
杉山善太郎君 土屋 義彦君
内藤善三郎君 西村 尚治君
松永 忠二君 森中 守義君
林 虎雄君 平島 敏夫君
山本 利壽君 山下 春江君

森 元治郎君	山崎 昇君
田口長治郎君	八木 一郎君
羽生 三七君	加藤シヅエ君
鶴園 哲夫君	鈴木 強君
片岡 勝治君	辻 一彦君
須原 昭二君	加藤 進君
小谷 守君	神沢 淨君
竹田 四郎君	安永 英雄君
和田 静夫君	田中寿美子君
川村 清一君	中村 波男君
鈴木 力君	森 勝治君
松本 賢一君	小林 武君
瀬谷 英行君	西ヶ久保重光君
須藤 五郎君	横川 正市君
戸叶 武君	小柳 勇君
河田 賢治君	加瀬 完君
小野 明君	成瀬 幡治君
藤田 進君	春日 正一君

議長の報告事項

去る五月十一日議長は議員津島文治君に対しさきに議決した弔詞を贈呈した。

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

農林水産委員会

理事 初村瀧一郎君 (初村瀧一郎君の補欠)

理事 塩田 啓典君 (沢田実君の補欠)

物価等対策特別委員会

理事 玉置 猛夫君 (塚田十一郎君の補欠)

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

優生保護法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の内閣提出案を建設委員会に付託した。

水源地域対策特別措置法案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を社会労働委員会に付託した。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

した。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案 (広瀬秀吉君外五名提出)

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案 (広瀬秀吉君外五名提出)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を公害対策及び環境保全特別委員会に付託した。

公害対策基本法案 (中島武敏君外一名提出)

大気汚染防止法の一部を改正する法律案 (中島武敏君外一名提出)

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案 (中島武敏君外一名提出)

騒音規制法の一部を改正する法律案 (中島武敏君外一名提出)

公害委員会法案 (中島武敏君外一名提出)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

消費生活用製品安全法案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

消費生活用製品安全法案

同日内閣から、左記の者の北海道開発審議会委員としての任期が、四月二十六日満了となつたので

消費生活用製品安全法案

同日内閣から、左記の者の北海道開発審議会委員としての任期が、四月二十六日満了となつたので

記

後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

参議院議員 竹田 現照

去る五月十二日議長は、元内閣総理大臣石橋湛山君に対しさきに議決した弔詞を贈呈した。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

公害対策及び環境保全特別委員 工藤 良平君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

公害対策及び環境保全特別委員 藤田 進君

同日内閣総理大臣から議長宛、去る五月十一日付をもつて林野庁長官代理平松甲子雄君は同代理を

解かれたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十二回

国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

林野庁長官 福田 省一君

去る五月十四日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

昭和四十八年六月一日 参議院會議録第十七号 議長の報告事項

律案(山口鶴男君外五名提出)

同日内閣から、社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和四十七年度社会保障制度審議会報告書を受領した。

同日内閣を経由して首都圏整備委員会委員長から、首都圏整備法第十五条の規定に基づく昭和四十七年度首都圏整備委員会年次報告書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、林野庁長官福田省一君(去る五月十二日議長承認)を第七十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る五月十六日内閣から、中小企業基本法第八条の規定に基づく昭和四十七年度中小企業の動向に関する年次報告及び昭和四十八年度において講じようとする中小企業施策についての文書を受領した。

去る五月十七日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく昭和四十七年度観光の状況に関する年次報告及び昭和四十八年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、災害対策基本法第九条の規定に基づく昭和四十六年度において防災に關してとつた措置の概況及び昭和四十八年度において実施すべき防災に關する計画の報告を受領した。

き防災に關する計画の報告を受領した。

同日内閣を経由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づく昭和四十七年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。

去る五月十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

社会労働委員

徳永 正利君

通信委員

稲嶺 一郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員

徳永 正利君

商工委員

稲嶺 一郎君

去る五月十九日衆議院から、同院は国会の会期を七月二十四日まで六十五日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「昭和四十七年度交通事故の状況および交通安全施策の現況」及び「昭和四十八年度において実施すべき交通安全施策に關する計画」の報告を受領した。

同日内閣から、公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく昭和四十七年度公害の状況に關する年次報告及び同法第七条第二項の規定に基づく昭和四十八年度において講じようとする公害の防止に關する施策についての文書を受領した。

定に基づく昭和四十七年度公害の状況に關する年次報告及び同法第七条第二項の規定に基づく昭和四十八年度において講じようとする公害の防止に關する施策についての文書を受領した。

去る五月二十一日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

中小企業団体の組織に關する法律に基づく命令の規定による組織の登録の特例等に關する法律案(稲村佐近四郎君外四名提出)

去る五月二十二日議長は議員赤間文三君に對しきに議決した弔詞を贈呈した。

去る五月二十八日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国の行政機關の休日に関する法律案(大出俊君外六名提出)

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(大出俊君外六名提出)

内閣委員会に付託

地方公営企業法の一部を改正する法律案(山口鶴男君外七名提出)

地方行政委員会に付託

銀行法の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外九名提出)

去る五月二十九日衆議院から、同院は議長に前尾繁三郎君を選挙した旨の通知書を受領した。

去る五月三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

斎藤 十朗君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員

増原 恵吉君

同日内閣総理大臣から議長宛、去る五月二十二日付をもつて労働省労政局長石黒拓爾君は労働事務次官に任命されたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

労働事務次官兼労働省労政局長 石黒 拓爾君

去る五月三十一日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

物価等対策特別委員

中沢伊登子君

公職選挙法改正に關する特別委員

占部 秀男君

同 村尾 重雄君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

物価等対策特別委員 村尾 重雄君

公職選挙法改正に関する特別委員 横川 正市君

同 中沢伊登子君

同日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

学校教育法の一部を改正する法律案(松永忠二君外二名発議)

公立障害児教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律案(松永忠二君外二名発議)

公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案(松永忠二君外二名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する

法律案

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

地価公示法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

昭和四十六年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)

昭和四十六年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)

昭和四十六年度特別会計予算総則第十条に基づく経費増額総調査及び経費増額調査

昭和四十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)

昭和四十七年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)

昭和四十七年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)

昭和四十七年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)

各省各庁所管使用調査(その1)

昭和四十七年度特別会計予算総則第十条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)

決算委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

休日日の範囲の改定等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(大出俊君外六名提出)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

靖国神社法案(橋本登美三郎君外十名提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、労働事務次官兼労働省労働局長石黒拓爾君(去る五月三十日議長承認)を第七十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

〔参照〕

五月十九日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左に議事日程を掲載する。

○議事日程 第十七号

昭和四十八年五月十九日

午前十時開議

第一 裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

〔第十四号参照〕

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年四月二十五日

地方行政委員長 久次米健太郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住民負担の軽減及び合理化を図るため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額の引上げ、市町村民税の税率の緩和、事業税の事業主控除の額の引上げ、電気ガス税の税率の引下げ、料理飲食等消費税、固定資産税、電気ガス税等の免税点の引上げ等を行ない、土地に係る固定資産税について、住宅用地に対し軽減措置を講ずるとともに、税負担の激変緩和を行ないつつ、課税の適正化を図り、また一定区域内の市街化区域農地に対して段階的に住宅用地並み課税を行なうこととし、あわせて特別土地保有税を創設するほか、地方税制の合理化を図るため所要の規定の整備をしようとするものであつて、おおむね妥当なものと認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

なお、昭和四十八年度の地方税においては、
 減収一千七百十七億円、増収四百八十五億円、
 差引き一千二百三十二億円の減収が見込まれて
 いる。

附帯決議

政府は左の諸点について善処すべきである。

一、住民税負担の軽減については、特段の配慮をし、引き続き所要の措置を講ずること。

二、宅地にかかる固定資産税および都市計画税の負担が著しく増加する傾向にある実情を考慮し、一般の住宅用地に対する税負担の軽減について、さらに所要の措置を講ずること。

三、都市計画法上生産緑地の制度を早急に創設し、生産緑地に該当する農地については、一般農地と同様の税負担とするよう検討すること。

四、都市とくに大都市ならびにその周辺都市における財政需要の増嵩に対処するため、法人所得課税の強化等都市税源の充実に努めること。

五、地方道路財源とくに市町村の道路財源の充実に努めるため、必要な措置を講ずるよう努めること。

六、産業用電気ガス税の非課税措置の整理等地方税にかかる租税特別措置をできる限り縮減するよう努めること。

七、地価の高騰を抑制し、宅地の供給を促進するため、総合的な土地対策を一層強化するとともに、地方公共団体による公共用地取得の拡大をはかること。

右決議する。

第十四号中正誤

ベシ 段 行

誤

正

三四 二 二 日本共産党革新
共同

日本共産党・革
新共同

シ シ 終わり
終わり

誇号

呼号

三四 四 終わり
終わり

国民年金法等、

国民年金法等

三四 三 八 伺い

願い

三九 一 終わり
終わり

高田浩運君

高田浩運君

第十五号中正誤

ベシ 段 行

誤

正

四三 一 八 受け取めて

受けとめて

昭和四十八年六月一日 参議院會議録第十七号

四七八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円
(配達料共)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大)